

公立大学法人長野県立大学 令和5年度（2023年度）計画

中 期 計 画			令和5年度計画	No
第1 中期計画の期間				
平成30年4月1日から令和6年3月31日までの6年間				
第2 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 教育	(1) 人材育成の方向	ア a 総合教育科目の全てにおいて、授業にディスカッションやディベートを含むようにして、学生が主体的に授業に参加できるようにする。 【毎年度】 ア b プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力、課題発見・解決能力等の社会人として求められる実践的な能力を、学生一人ひとりに合わせて効果的に向上させることができるよう、1年次通年必修の「発信力ゼミ」を1クラス学生16人程度（全15クラス）の少人数クラスにより行う。 【毎年度】 ア c 英語における「読む・聞く・書く・話す」という4技能を身に付けることができるよう、本学の学生に合うよう独自に構築した1年次・2年次必修の英語の授業（英語集中プログラム）を1クラス学生25人	- 各学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）とカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）について、公表するとともに、学生等に対し周知を図る。 - 大学で学ぶ意義や自分の将来像について新入生が自ら考え、4年間の目標設定をする機会として、学長との個別面談を実施する。そこでの内容をキャリア形成支援へと繋げていく。 - 総合教育科目の全てにおいて、オンラインや対面の授業形態に関わらず、授業にディスカッション、ディベート等を含むようにして、学生が主体的に授業に参加できるようにする。 1年次必修の「発信力ゼミ」（前期：「発信力ゼミⅠ」、後期：「発信力ゼミⅡ」）を1クラス学生16人程度（全15クラス）の少人数クラスにより行う。 3年次にグローバル化した現代世界を複眼的に捉えるための教養を形成する「グローバル教養ゼミ」を開講する。専攻分野とは異なる領域について、幅広くかつ深い学びの機会を提供する。 - 必修の英語の授業（英語集中プログラム）を、各学生の英語力を勘案して1クラス学生25人程度（全10クラス）の少人数クラスにより行う。また、英語教員による英語部会を月1回程度開催し、授業改善や英語集中プログラム運営のための検討を行う。	1 2 3 4 5 6

		程度（全10クラス）の少人数クラスにより行う。 【毎年度】 ア d グローバルマネジメント学科は、学生が経営学を根幹に、ビジョン実現のため、グローバルな視野で組織等を動かすマネジメント力を持ったリーダーへと育つよう、自らの課題意識に応じて3つのコースから選択できるカリキュラムとするとともに、主体的・専門的な学びを促す専門ゼミを実施する。 【専門ゼミ：31（2019）年度以降毎年度】 ※3つのコース ・企業経営のマネジメント力等を養成する「グローバル・ビジネスコース」 ・新たな事業を立ち上げる構想力や実践力を養成する「企（起）業家コース」 ・地域課題を解決するための企画立案力や実践力を養成する「公共経営コース」 ア e 食健康学科は、学生がリーダーとなり得る実践力を備えた管理栄養士へと育つよう、世界基準である500時間の臨地実習を設け、積極的な履修を促すとともに、栄養管理マネジメントの能力を総合的に養う。 【臨地実習：31（2019）年度以降毎年度】 ア f こども学科は、一人ひとりの学生がその適性を生かし、将来の保育・幼児教育のリーダーとなり得る教育力・実践力を備えた保育者へと育つよう、少人数専門ゼミを実施し、保育臨床と往還する専門教育を实践する。 【専門ゼミ：31（2019）年度以降毎年度】	・ 学生が適切にコース選択できるよう、学生の興味・関心、将来の進路等に応じた丁寧な履修指導等を引き続き行う。 ・ グローバルマネジメント学部各教員は、学生が選択したコースのカリキュラム履修を通じて所期の学びの成果が得られるよう指導を行うとともに、2年次以降開講のゼミナールで、自らの関心のあ分野について主体的な学びを促す。 ・ 食健康学科は、2・3年次に臨地実習を設定し、世界標準である500時間の実習の積極的な履修を促す。 実践活動の場において、科学的根拠に基づいた栄養管理マネジメントができる能力をかん養するとともに、管理栄養士の職務と役割について理解を深め、自覚を促す。 ・ こども学科は、2・3年次にこども学ゼミを、4年次には卒業研究を開講し、一人ひとりの学生にきめ細かな専門指導を行う。 加えて、2年次は幼稚園実習、3年次は保育所実習及び施設実習、4年次では幼稚園実習を実施し、将来の保育・幼児教育のリーダーに必要な教育力・実践力を養う。また、保育施設等でのインターンシップを実施し、特色ある保育について学び、リーダーの素質としての視野を広げる機会を設ける。	7 8 9 10
--	--	--	---	--------------------------------------

		ア g ソーシャル・イノベーション研究科は、理論と実務を架橋する実践的な教育を行い、ソーシャルイノベーターを養成する。 【令和4年度以降毎年度】	社会人学生が受講しやすい環境を整えるとともに、研究科生・修了生へのアンケートやヒアリング等を実施する。その結果を踏まえ、カリキュラムの改善に活かし、研究科が目指すソーシャルイノベーターの養成につなげる。	11
		ア h 健康栄養科学研究科は、健康栄養分野に関し、幅広く高度な専門知識と倫理観のもと、学術の理論及びその応用を教授・研究することを基盤とし、基礎健康栄養科学分野または応用健康栄養科学分野において学術研究を推進するとともに、科学的根拠に基づき長野県の健康長寿をけん引するリーダーとなる人材を養成する。 【令和4年度以降毎年度】	社会人学生が受講しやすい環境を整えるとともに、研究科生・修了生へのアンケートやヒアリング等を実施する。その結果を踏まえ、カリキュラムの改善に活かし、研究科が目指す健康長寿をけん引するリーダーとなる人材の養成につなげる。	12
		イ a 海外において、実践的な英語力、グローバルな視野、逞しさなどを身に付けることができるよう、2年次の海外プログラム参加率について100%をめざす。 【31（2019）年度以降毎年度】	1年次の学生には、2年次の海外プログラムに向けた継続的な意識付けが行えるよう、情報提供と併せ事前学習を実施する。	13
			グローバルマネジメント学科については主として2年次及び3年次、食健康学科については2年次、こども学科については3年次の学生に対して、ゼミ単位又は研修先単位及び学科ごとのより具体的な事前学習を実施する。 海外プログラムについては、実施方法を検討するとともに、令和5年度に参加予定である学生の参加率100%をめざす。実施後はその経験を踏まえた事後学習を実施する。また、教員・学生による感想や意見を元に、次年度に向けた改善等の調整を必要に応じて行う。	14
			訪問国及び研修先大学等の資料を引き続き収集するとともに、これまで収集した資料について、海外プログラム参加の事前準備として利活用できるように提供方法等を整備する。	15
			eラーニング等のオンラインシステムも活用しながら、全学生に対して、英語運用能力を高める科目群と、英語コミュニケーション能	16
		イ b 学生の英語力について、2年次修了時までに全学生がTOEIC600点以上となることを最低到達目標とす		

		・ 広報戦略に基づき、高校訪問や模擬授業、進路指導教員向け説明会等を実施するとともに、各種進学相談会・ガイダンスに参加する。オープンキャンパスは、対面での実施を念頭に、コロナ禍前の開催状況に戻せるよう実施方法を検討する。 学長による県内高校訪問を引き続き実施しながら、キャンパス見学时に学長による挨拶の場を設けるなど、本学の基本方針や教育内容を学長自ら高等学校関係者および生徒に直接説明する機会を設ける。	22
	ア b 令和2年度からの大学入学者選抜改革に対応するとともに、その間までの志願者・入学者の状況を検証し、県民枠の設定、試験科目その他入学者選抜方法等について検討し、最適なものとする。 【令和2年度以降の入学者から毎年度】	・ 令和2年度からの大学入学者選抜改革を踏まえ、入学者選抜試験を適切に実施する。	23
	ア c 大学院について、アドミッション・ポリシーに基づいた入学者選抜試験を実施するとともに、志願者・入学者の状況を検証する。 【令和4年度以降の入学者から毎年度】	・ 大学院入試説明会の状況、各種入試志願者数を分析し、志願者数向上のための改善を図る。 また、アドミッション・ポリシーに掲げる人材確保のために適切な入学者選抜が行われているかを研究科生のアンケート等を基に検証する。	24
	ア d ソーシャル・イノベーション研究科のアドミッション・ポリシーにふさわしい入学者を確保するため、Webページの充実、説明会の開催及び関係機関への訪問説明等を積極的に行い、社会人を中心に広報活動を展開する。 【令和4年度以降の入学者から毎年度】	・ 過年度入試の状況を踏まえ、ターゲットを明確にした広報活動を行う。特に、webページによる積極的な発信を重点的に行い、説明会の開催、関係機関への訪問説明も継続的に行う。	25
	ア e 健康栄養科学研究科のアドミッション・ポリシーにふさわしい入学者を確保するため、Webページの充実、説明会の開催及び関係機関への訪問説明等を積極的に行い、社会人及び大学在生を中心に広報活	・ 過年度入試の状況を踏まえ、ターゲットを明確にした広報活動を行う。特に、webページによる積極的な発信を重点的に行い、説明会の開催、関係機関への訪問説明も継続的に行う。	26

	動を展開する。 【令和4年度以降の入学者から毎年度】		
	イ a 編入学の実施学科、募集人員の規模、入学者選抜方法等について検討し、令和4年度の編入学実施の方向で対応を進める。 【検討：令和2年度を目途に】	グローバルマネジメント学部において、引き続き編入学入試を実施するとともに、編入学生が円滑に修学できるようサポートする。また、編入学生の修学状況を確認し、今後の参考となるよう検証を進める。	27
	イ b 単位互換について、対象科目等について検討し、令和3年度までに実施の方向で他大学との協議等を進める。 【検討：令和2年度を目途に】	本学科目をコンソーシアム信州の単位互換科目として提供する。また、本学学生がコンソーシアム信州の単位互換科目を履修できるよう、履修手続きを引き続き周知する。	28
(3) 教育の質の向上等	ア a 成績評価にG P A（成績評価値）を用いて、学修成果を可視化して学修に対するモチベーションを高めるとともに、その分布の検証と適正化を行い、その結果を授業内容、方法等の改善につなげる。 【毎年度】	成績評価にG P A（成績評価値）を用いて、学修成果を可視化する。令和5年度における新学務システムの導入により、その分布等の検証を行い、その結果を授業内容、方法等の改善につなげられるように環境整備を進める。	29
	ア b 予習・復習の内容について、学務システム等を用いて学生に周知するとともに、少人数教育を基本とした学生と教員との距離が近い教育を行い、活発なディスカッションにつなげて授業理解の深化を図る。 【毎年度】	令和5年度からの新学務システムの導入より、教職員及び学生の教育環境の充実や利便性の向上を図る。予習・復習等について、シラバスに具体的に記載し、学務システム及び大学ホームページで公表する。学生への学務システムの使い方について周知するほか、履修案内・学生便覧を配布し学務システムへの接続方法や学務システムでできることを周知する。eラーニング等のオンラインシステムについて、学生には新入生ガイダンスにて周知し、参考文献の提示や資料配布、レポート・課題提出等、教員と学生をつなぐツールとして活用する。	30
		授業にディスカッション、ディベート等を含めることにより、学生の学びの意識を高め、授業理解の深化を図る。オンライン授業・対面授業・ハイフレックス授業を併用し、授業形態に関わらず学生が	31

		主体的に授業に参加できるようプレゼンテーションやディスカッション等を導入する。	
イ a	グローバルな社会で活躍できるための教養教育と専門教育について、本学のめざす人材育成に適したカリキュラムとなっているか検証し、必要に応じ、科目の追加等、最適なカリキュラムへの変更を行う。 【検証：令和3年度】 【変更：検証結果や変更結果を踏まえ、令和4年度以降毎年度】	・ グローバルな社会で活躍できるための教養教育と専門教育について、本学のめざす人材育成により適したカリキュラムとするため、入学年度別に並行して運用している複数のカリキュラムを適宜検証し、必要に応じて次年度以降の変更に活かす。	32
イ b	大学院については、完成年度（令和5年度）に向け、設置計画を着実に履行する。 【令和4年度以降毎年度】	・ ソーシャル・イノベーション研究科、健康栄養科学研究科ともに設置計画を着実に履行するために必要な組織体制を整え、設置計画に掲げるカリキュラムを体系的に実施する。	33
ウ a	F D 研修に毎年度1回以上参加する教員の割合について100%をめざすとともに、学生による授業評価を導入し、その結果を授業の改善につなげるよう取り組む。 【毎年度】	・ F D・S D委員会を開催し、教育の質の向上という観点から、F D研修の内容を検討する。研修の年間計画を作成・周知の上、F D研修を実施し、毎年度1回以上参加する教員の割合について100%をめざす。	34
		・ 学生に対する授業改善アンケートについて、内容や公表方法等を検討の上、学期ごとに実施するとともに、F D・S D委員会が教員の授業への取組方法や学生の授業満足度等を検証し、その結果を授業の改善につなげるよう取り組む。	35
ウ b	教員が相互に授業参観を行い、自らの授業の内容・方法の改善に役立てるようにする。特に「発信力ゼミ」など毎年度、担当教員が交代する可能性がある科目については、授業参観の実施とともに、年度末に、授業成果について教員間で意見交換を行う。 【毎年度】	・ F D活動の一環として、教員が相互に授業参観を行い、自らの授業の内容・方法の改善に役立てるようにする。「発信力ゼミ」については、教員間で優れた授業のノウハウを共有するとともに、年度末に、授業成果や翌年度の授業計画等について教員間で意見交換を行う。	36

(4) 学生への支援	ア a 象山寮において、豊かな人間性、主体性、社会性、コミュニケーション能力等を身に付けられるよう、教員、地域の方などと語り合う「象山未来塾」等の学修プログラムへの参加を寮生に促す。 【毎年度】	感染症等の拡大防止に努めながら全員入寮を基本とし、寮監等が学生サポートセンター、管理人等と連携して生活、学修指導等を行う体制を整える。	37
	ア b 象山寮において、寮生が自主的に協調して生活・活動できるよう、上級生がレジデント・アシスタントとなり支援する体制を執る。 【31（2019）年度以降毎年度】	「象山未来塾」について、学生が多彩なゲストと語り合い、イノベーションの考え方に触れ、自身のキャリア（生き方）と向き合える内容・プログラムを検討し、寮生の主体的な参加を促す。	38
		寮での共同生活をより良くするために、ユニットリーダー会議を開催してユニット内での各自の役割を明確化し、寮生自らが主体的に考え、自主自律により寮を運営するよう促す。	39
	ア c 学生の地域との連携・交流につながる取組をソーシャル・イノベーション創出センターやキャリアセンターにおいて推進する。 【令和4年度以降毎年度】	レジデント・アシスタントや私費留学生などの上級生が、1年生の生活面や学修面を支援する。	40
		地域の企業、NPO法人や市町村等のプロジェクトや課題に対して、学生が自らの問題意識に基づき主体的に参加することを促し、現場に基づく実践の中で大学での学びを深める学習プログラム等を地域と連携して実施する。	41
	イ a 就学困難な学生のための授業料減免の実施や奨学制度の構築を進めるとともに、金融機関と連携して海外プログラムに係る支援を実施していく。 【実施：毎年度】 【奨学制度の構築：30（2018）年度】	就学困難な学生を支援するための授業料減免や奨学制度のほか、私費外国人留学生に対する奨学制度に基づき、支援を着実に実施する。また、金融機関等と連携して海外プログラムに係る支援を実施していく。	42
	イ b 安心して学生生活を過ごせるよう、学生の健康診断受診率について100%をめざすとともに、学生サポートセンターにおいて、きめ細かに学生の健康・メンタル、学修等の相談に応じる。 【毎年度】	学生の健康診断受診率について100%をめざすとともに、学生サポートセンターにおいて、スクリーニング等を実施し、悩みの早期発見・支援に努めるほか、学修や対人関係、心身の健康、障がいに関する悩み等の相談や合理的配慮の提供にきめ細かに応じる。	43
		大学食堂の事業者と連携し、学生の適切な食生活に配慮して、大学	44

		食堂での昼食の提供を行う。	
ウ a	就職、進学等に向け、資格取得に必要な学修支援、個別指導、社会的自立に必要な論理的思考力、コミュニケーション能力など汎用的な能力の養成を行うとともに、キャリアセンターにおいて、インターンシップの実施などキャリア形成や就職活動の支援に取り組み、就職希望者については就職率100%をめざす。 【インターンシップ：令和2年度以降毎年度】 【就職率：令和3年度以降毎年度】	学生が多様性を踏まえ、4年間の体系的なキャリア形成支援、就職支援を行う。キャリア支援行事や発信力ゼミ、インターンシップなどの機会を活用し、学生が進路を主体的に選択するためのキャリア形成支援や就職活動支援に取り組む。就職希望者については就職率100%をめざす。	45
ウ b	グローバルマネジメント学科の学生について、選択したコースに応じた専門性を生かした進路選択やインターンシップなど社会と関わる経験を通して、身に付けたグローバルな視野とリーダーシップを生かして、製造業、サービス業、金融機関等への就職、起業・創業、家業の承継、行政機関、公共的団体等への就職等へとつながるキャリア支援を行う。 【インターンシップ：令和2年度以降毎年度】	キャリアセンターは、学部の専門性を活かした進路選択を可能にするよう、多様な機会を創出し、学生が社会と関わる経験を通して、進路を主体的に選択するためのキャリア・就職支援を行う。学生に対し大学での学びを活かせるグローバル企業などを中心に、県内外の企業の魅力を発信できる機会を積極的に提供していく。	46
		単位認定する選択必修科目の「インターンシップ」を適切に実施するとともに、県内企業を中心として新規受入れ先の開拓を行う。	47
ウ c	食健康学科の学生について、保健所、病院、福祉施設、給食施設等の臨地実習など社会と関わる経験を通して、様々な分野で、人々の健康やQOL（生活の質）の向上に寄与する食を通じた健康のプロフェッショナルへとつながるキャリア支援を行う。管理栄養士の国家試験合格率については、100%をめざす。 【合格率：令和3年度以降毎年度】	キャリアセンターは、学科の専門性を活かした進路選択を可能にするよう、多様な機会を創出し、学生が社会と関わる経験を通して、進路を主体的に選択するためのキャリア・就職支援を行う。県内の管理栄養士の求人の開拓を行う。	48
		食健康学科は、2・3年次に臨地実習を設定し、学生がリーダーとなり得る実践力を備えた管理栄養士へと育つよう世界標準である500時間の臨地実習を設け、積極的な履修を促す。実践活動の場において、科学的根拠に基づいた栄養管理マネジメントができる能力を涵養するとともに、管理栄養士の職務と役割について理解を深め、自覚を促す。	49

		ウ 研究成果を地域に還元するため、学会、学術誌等における発表に加えて、県民にとって具体的でわかりやすい形で情報発信をするとともに、長野県に関わる資料の収集・充実に努める。 【毎年度】	研究成果を地域に還元するため、学会、学術誌等における発表に加えて、県民に向けた研究発表・講演、ホームページなどにおいて、具体的でわかりやすい形の情報発信をする。	54
			「長野県立大学図書館における地域資料の収集および活用に関する方針」に基づき、長野県に関する資料の選択的な収集に務める。	55
	(2) 研究費の確保	ア 科研費に係る教員の申請率について、継続者を除いて毎年度80%以上をめざすとともに、申請手続、金銭管理等に関する支援体制を執る。併せて、積極的な応募と獲得を促進するためのインセンティブ等のあり方について検討し、実施していく。 【毎年度】	科学研究費補助金に係る教員の申請率について、継続者を除いて毎年度80%以上をめざすとともに、申請手続、金銭管理等に関する支援体制を執る。また、申請率向上のため、教員を対象とした科研費におけるアンケート結果を反映させた取組を行う。併せて、科研費申請と特別研究費配分を関連させ申請の促進を図る。	56
		イ ソーシャル・イノベーション創出センターが窓口となり、共同研究、受託研究等を積極的に推進する。 【毎年度】	多くの企業に大学の研究力を認知してもらえるよう広報に努め、外部から本学との共同研究、受託研究等を希望する旨の連絡をソーシャル・イノベーション創出センターが窓口として受けた場合には、それぞれの担当部署に迅速に情報を提供し、本学としての積極的な共同研究、受託研究等の推進につなげる。	57
3 地域貢献	(1) 産学官連携	ア 地域課題を解決し、地域イノベーションを実現するよう、本学が中核となり、企業、大学、県・市町村、金融機関等が互いの長所を生かし新たな展開につなげる取組を推進する。 【毎年度】	多くの企業に大学の研究力を認知してもらえるよう広報に努め、企業、大学、県・市町村、金融機関、ソーシャル・イノベーション創出センター地域コーディネーター等と連携し、互いの長所を生かし新たな展開につなげる具体的な取組を行う。	58
			SDGs（持続可能な開発目標）を切り口とした事業者支援を企業、県、市町村、金融機関、産業支援機関等と連携して推進していく。	59
		イ 寄付講座の受入れにつながるよう企業等との関係づくりを進める。 【毎年度】	寄付講座の受入れにつながるよう、互いのメリットとなるような企業等との息の長い関係づくりを進める。	60

	(2) 地域連携	ア ソーシャル・イノベーション創出センターを窓口に、地域の人的・物的資源を再発見して事業創造に結び付ける取組、健康長寿日本一を推進する取組等と連携し、事業者・創業者等の支援、各種審議会への教員派遣による助言等を行う。 【毎年度】	・ ソーシャル・イノベーション創出センターを窓口に、地域の取組等と連携し、ソーシャル・イノベーション創出センターに関わる幅広い人的ネットワーク及び教職員の知見を活かした事業者・創業者等の支援等を行う。また、県・市町村等の各種審議会等への教員派遣による助言等を行う。	61
		イ 地域に開かれた大学として、ソーシャル・イノベーション創出センターを窓口に、県・市町村、県内教育機関等との連携に取り組み、多様な学習の場への教員派遣、「象山未来塾」等を実施するとともに、免許資格のための講習等を実施する。 【毎年度】	・ 地域連携の一環において、学生が社会貢献活動に参加する機会を設け、参加を促す。	62
			・ ソーシャル・イノベーション創出センターを窓口、県・市町村、県内教育機関等との連携に積極的に取り組み、社会（地域）課題の解決はもとより学生の学びにも資する連携事業の実施、公開講座の開催、多様な学びの場への教職員派遣等を行う。	63
			・ 「象山未来塾」について、学生が多彩なゲストと語り合い、イノベーションの考え方に触れ、自身のキャリア（生き方）と向き合える内容・プログラムを検討し、寮生の主体的な参加を促す。	64
		ウ 地域との関係づくりを進める中で、地域の状況に適した連携の形態等を検討し、サテライト拠点の具体化に向けて地域との協議を進める。 【検討・協議：令和2年度を目途に】	・ 地域コーディネーターと連携して地域との関係づくりを進める中で、各地域の状況に適した個別具体的な連携の形態等を検討しながら、学生の学びに資する新たな拠点づくりも念頭に地域との協議を進める。また、コワーキングスペース等とも積極的に必要な連携を図る。	65
4 国際交流		ア 海外プログラムの研修先について、6か国7校を維持するとともに、さらに適した研修先の追加も視野に、海外の大学に研修の可能性について提案していく。 【維持：31（2019）年度以降毎年度】	・ コロナ禍からの移行期と位置づけ、渡航型（海外現地への渡航を伴うプログラム）及び非渡航型（海外現地への渡航を伴わないオンラインを主としたプログラム）によって構成する。実施後の研修先及び教員・学生による感想や意見を元に、次年度に向けた改善等の調整を必要に応じて行う。同時に将来的な研修先追加を視野に入れた新規開拓も実施する。	66
		イ グローバルセンターにおいて、海外の大学との交流	・ 既存の交換留学協定先においては、本学からの学生派遣を継続する	67

		協定・交換留学協定の締結を進め、海外からの留学生の受入れや地域との交流、海外への長期留学等について支援するとともに、教職員の交流も実施していく。 【締結：31（2019）年度を目途に】	と共に協定先からの学生受入を開始する。また、協定先の拡大に向けた海外へのアプローチを継続的に行う。 - EJU（日本留学試験）利用選抜のほか、JPUE（日本大学連合学力試験）を活用した私費外国人留学生選抜を実施し、入学者獲得をめざす。 - 協定校とは交換留学及びその他交流を拡充していく。UNAI（国連アカデミックインパクト）などのリソースを活用して海外向け広報活動を行う。 - 海外からの留学生が、日本での生活に理解を深められるよう情報収集・提供を行うとともに、学生生活を充実させられるよう支援体制を整備し、学生や教職員との交流を深める機会を創出する。	68 69 70
第3 業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 運営体制の構築		ア 理事長と学長とを別に設ける組織の利点を生かし、理事長は法人経営の中心としてリーダーシップを、学長は教育研究の責任者としてリーダーシップを発揮して迅速な意思決定を行うとともに、理事長、学長、学部長等で構成し週1回程度開催する大学運営会議において、双方の意思決定の補助と意見の調整を行う。 【毎年度】 イ 理事会、経営審議会、教育研究審議会が明確な役割分担のもと、それぞれの権限に基づき、適切に大学運営を行う。 【毎年度】 ウ 適正な大学運営を確保するため、監事による監査結果と県による監査結果、さらに、それらの大学運営へ	- 理事長は法人経営の中心としてリーダーシップを、学長は教育研究の責任者としてリーダーシップを発揮して迅速な意思決定を行うとともに、大学運営会議において、双方の意思決定の補助と意見の調整を行う。 - 理事会、経営審議会、教育研究審議会が明確な役割分担のもと、それぞれの権限に基づき審議・決定を行い、適切に大学運営を行う。 - 各種学内会議の開催回数や開催方法について、より効果的・効率的となるよう年度内であっても必要に応じて見直す。 - 適正な大学運営を確保するため、監事が積極的に理事会に出席する。	71 72 73 74

		の反映状況を公表する。 【31（2019）年度以降毎年度】	・ 監事や県による前年度の監査結果と、その大学運営への反映状況を公表する。	75
2 組織・人事運営	(1) 研修及び人事評価	ア SD研修に毎年度1回以上参加する職員の割合について100%をめざす。 【毎年度】 イ 教職員の能力と実績を適正に評価し、処遇に反映できる制度の運用とその検証を進める。 【毎年度】	・ FD・SD委員会を開催し、職員の資質向上という観点から、SD研修の内容を検討する。研修の年間計画を作成・周知の上、SD研修を実施し、毎年度1回以上参加する職員の割合について100%をめざす。 ・ 教員については、令和4年度の教員活動評価結果を検証し、必要な改善を行う。 職員については、令和4年度から新たに開始した人事評価制度の結果を検証し、本格実施を進める。	76 77
	(2) 職員の確保	専門分野に精通した職員を確保し、機能強化を進めるため、採用方針等を策定し、法人固有の職員の確保に取り組む。 【方針等の策定：30（2018）年度】	・ 採用方針に基づき、専門分野に精通した職員を確保するとともに、法人固有の職員の育成についてSD研修など事務職職員全体のスキルの向上を図る。	78
第4 財務内容に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 自主財源の増加		外部研究資金、受託研究、寄附金等の獲得、教員免許状更新講習の実施など自主財源の増加をめざす。 【毎年度】	・ 外部研究資金の獲得など自主財源の増加をめざす。	79
2 経費の節減及び資産の管理運用		事務処理方法等を工夫し、経費の節減をめざすとともに、他団体からの出資を受ける場合には、その出資金について安定性・確実性を考慮した管理運用を図る。 【毎年度】	・ 事務処理方法等を工夫し、経費の節減をめざす。長野市からの出資金及び積立金等の余裕金について、安定性・確実性を考慮した管理運用を図る。	80
第5 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 自己点検・評価の実施		自己点検・評価を定期的実施し、その結果を公表するとともに、教育研究活動や業務運営の改善に活用する。	・ 自己点検委員会を開催し、令和4年度の業務実績報告書の項目について、評価基準に基づき自己点検・評価を行い、その結果を公表する。また、令和5年度計画の進捗状況について、評価基準に基づき	81

		【31（2019）年度以降毎年度】	中間時点での自己点検・評価を行い、業務運営の改善に活用するほか、大学運営会議等で報告する。	
2 積極的な情報発信		教育研究活動の状況についての情報の公表はもとより、特色ある教育、研究、地域貢献等の活動についてわかりやすい形で発信を行い、併せて、本学の知名度やブランド・イメージの上昇に寄与する広報活動を推進する。 【毎年度】	・ 学内情報をタイムリーに収集し、ホームページを中心として、教育研究活動や地域貢献活動、大学院情報や法人運営等の情報をわかりやすい形で発信する。	82
			・ 広報戦略に基づき、予備校・進学情報業者等から提供（公表）されたデータ及び本学の志願者の動向を分析し、知名度やブランド・イメージの上昇に寄与する広報活動を展開していく。	83
第6 その他業務運営に関する目標を達成するためとるべき措置				
1 施設設備の整備、活用等		図書館（三輪キャンパス）、講義室（後町キャンパス）等について県民が活用できる態勢を整えとともに、学修支援に資するICT環境、その他の施設設備の維持管理を適切に行う。 【毎年度】	・ 図書館、大学食堂について、県民が利用しやすい環境づくりに努める。また、アリーナ（三輪キャンパス）、講義室、ミーティングルーム（後町キャンパス）等の貸付けについて、固定資産貸付要綱に基づき適切に運用を行う。	84
			・ 学内の学修支援に資するICT環境、Wi-Fi環境その他の施設整備の維持管理を利用者の立場を考慮し適切に行う。	85
2 安全管理		ア 学生と教職員のキャンパスにおける安全確保や健康保持に取り組み、良好な教育・職場環境の維持を図る。 【毎年度】	・ 学生と教職員のキャンパスにおける安全・衛生管理について周知するとともに、重大リスク事案が発生した際には、危機管理マニュアルに基づき適切に対応する。また、衛生委員会を開催し、教職員の健康保持の推進に取り組む。	86
			・ 教職員の健康診断について、大学での定期健康診断や人間ドックを含め保健師と連携しながら受診を徹底する。	87
			イ 象山寮のセキュリティ対策や管理人によるサポート態勢により、寮生が安心して生活できる状況を確保する。 【毎年度】	・ 安全安心な寮生活を守るため、危機管理体制を整えとともに、両キャンパスにおける防災訓練を実施する。また、通学時の交通安全について意識を高めるよう、ガイダンスなどで周知を図る。

		ウ 海外プログラムによる研修中の事故等のリスクに備え、危機管理マニュアルの策定をはじめ、事前の準備を含めて危機管理態勢を整える。 【事前準備：30（2018）年度中】 【研修中の対応：31（2019）年度以降毎年度】	- 寮生活に備え、麻しん・風しんの予防接種を推奨するほか、入寮までの健康観察と新型コロナ感染防止対策の徹底を求めるとともに、象山寮のセキュリティ対策や管理人によるサポート態勢を維持する。 - 危機管理マニュアルに基づき、海外プログラムによる研修中の事故等のリスクに備える。また、令和5年度の派遣の結果を踏まえ、改善点等の検討を行い、危機管理マニュアルに順次反映させていく。	89 90
3 法令遵守等		長野県個人情報保護条例や長野県情報公開条例に基づき、適切な情報管理を行うとともに、ハラスメント防止、研究活動上の不正防止等健全かつ適正な大学運営に取り組む。 【毎年度】	- 情報セキュリティに関する規程等を点検し整備をすすめるとともに教職員の意識を高め、個人情報保護法や長野県情報公開条例に基づく適正な情報管理等を行う。 - 学内の様々なハラスメントの防止に向け全教職員対象に研修を行うとともに、引き続き相談しやすい体制づくりに努めていく。 - メンタルヘルスチェックの受検率を高めるとともに、受検結果をフィードバックしワークライフバランスを意識した働き方、休み方となるよう取組を進める。 - 職員倫理規程等の順守について意識啓発を図るなど、研究活動上の不正防止等に取り組む。 - 環境方針を学内外に周知して、省エネルギーや環境保全活動等に取り組むとともに、SDGsの取組とゼロカーボン社会を志向する一環として、引き続いて使用電力の100%を再生可能エネルギーにより調達する。	91 92 93 94 95

(目標値再掲)

内 容	中期計画の目標値		令和 5 年度計画の目標値
発信力ゼミ 1 クラス学生数	【毎年度】 16人程度	第2 1(1) ア b	16人程度
英語集中プログラム 1 クラス学生数	【毎年度】 25人程度	第2 1(1) ア c	25人程度
海外プログラム参加率	【31(2019)年度以降毎年度】 100%	第2 1(1) イ a	100%
2 年次修了時までのTOEIC点数	【31(2019)年度以降毎年度】 全学生600点以上 平均点700点以上	第2 1(1) イ b	全学生600点以上 平均点700点以上
F D 研修に毎年度 1 回以上参加する 教員の割合	【毎年度】 100%	第2 1(3) ウ a	100%
学生の健康診断受診率	【毎年度】 100%	第2 1(4) イ b	100%
就職希望者の就職率	【令和 3 年度以降毎年度】 100%	第2 1(4) ウ a	100%
管理栄養士の国家試験合格率	【令和 3 年度以降毎年度】 100%	第2 1(4) ウ c	100%
科学研究費補助金の申請率	【毎年度】 80%以上	第2 2(2) ア	80%以上
海外プログラムの研修先	【31(2019)年度以降毎年度】 6 か国 7 校を維持	第2 4 ア	6 か国 7 校を維持
S D 研修に毎年度 1 回以上参加する 職員の割合	【毎年度】 100%	第3 2(1) ア	100%

第7 予算、収支計画及び資金計画

1 予算

令和5（2023）年度

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	
運営費交付金	1, 0 5 5
授業料等減免交付金	5 2
自己収入	6 9 5
授業料等収入	5 9 9
その他収入	9 6
受託研究等収入	0
施設整備補助金	0
目的積立金取崩収入	7 9
計	1, 8 8 1
支出	
業務費	1, 8 8 1
教育研究経費	4 1 1
人件費	1, 1 9 7
一般管理費	2 7 3
受託研究等経費	0
施設整備費	0
計	1, 8 8 1

2 収支計画

令和5（2023）年度

（単位：百万円）

区 分	金 額
費用の部	2, 0 0 1
経常費用	2, 0 0 1
業務費	1, 5 8 4
教育研究経費	3 8 7
受託研究等経費	0
人件費	1, 1 9 7
一般管理費	2 6 2
減価償却費	1 5 5
臨時損失	0

収入の部	2, 5 2 6
経常収益	1, 8 5 2
運営費交付金収益	1, 0 5 5
授業料等減免交付金収益	5 2
授業料等収益	6 4 8
受託研究等収益	0
資産見返負債戻入	0
雑益	9 7
臨時利益	5 9 5
目的積立金取崩額	7 9
純利益	5 2 5

※地方独立行政法人会計基準の改訂（令和4年8月31日）に伴い、資産見返負債の会計処理が変更され、令和4年度末の資産見返負債は、令和5年度期首に全て収益化し、臨時利益に計上となる。

3 資金計画

令和5（2023）年度

（単位：百万円）

区 分	金 額
資金支出	2, 8 4 9
業務活動による支出	1, 7 9 6
投資活動による支出	2 1
財務活動による支出	6 3
翌年度への繰越金	9 6 9
資金収入	2, 8 4 9
業務活動による収入	1, 8 0 2
運営費交付金収入	1, 0 5 5
授業料等減免交付金収入	5 2
授業料等収入	5 9 9
受託研究等収入	0
その他収入	9 6
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0
前年度からの繰越金	1, 0 4 7

第8 短期借入金の限度額

- 1 限度額
 - 2 億円
- 2 想定される短期借入金の発生理由

運営費交付金の交付時期と資金需要の期間差及び事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることを想定する。

**第9 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に
関する計画**

なし

第10 第9の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第11 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第12 その他

1 施設及び設備に関する計画

なし

**2 地方独立行政法人法第40条第4項の規定により業務の財源に充てることができる積立金
の処分にに関する計画**

なし

3 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし